



医療福祉相談室 だより

2016年3月
第16号

昨年は介護保険制度改正の年でした。

松和会 MSW 部会

中でも目を引くのが「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設ではないでしょうか。

今回は要支援の方必見！介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業)についてお話しします。

平成27年度介護保険改正 -新しい総合事業について-

今回の改正では、**要支援1・2の対象者**にこれまで介護予防給付として実施されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」を介護保険本体制度から外して、新たに創設した総合事業の「訪問型サービス」「通所型サービス」へと移し、これに地域独自のサービスを加えて再編成しました。

※従来通り

予防給付

介護予防サービス

(介護予防訪問介護) 移行(一部)

(介護予防通所介護)

- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防通所リハビリ
- ・介護予防福祉用具貸与 など

地域密着型介護予防サービス

- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) など

※H29年4月までに全国で順次実施

総合事業

創設!

介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス (ホームヘルプ)
- ・通所型サービス (デイサービス)
- ・その他の生活支援サービス (配食サービス・安否確認など)

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業 など
- (※全ての高齢者が利用可能)



総合事業へ移行することで、介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどを含め多様なサービスが提供されます。また、介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する高齢者は、「介護予防・生活支援サービス対象者」として、これまで時間を要した要介護認定を省略して利用開始することが出来ます。

実施主体である市区町村が地域の実情等を踏まえ、サービス種類・基準・単価等を定めます。

制度のねらい

- ・総合事業は 様々な資源・人材を活用して、介護保険制度を持続可能な制度にすることを目的としています。
- ・そのため、高齢者自身も従来の介護事業所からサービス提供を受けるだけでなく、地域で高齢者が高齢者を支えあう、互助を目指しています。
- ・今後、地域の特色に沿った独自のサービスが提供されるようになるので、お住まいの地域に新しくできるサービスや、地域活動に関心を持つことが大切です。

- ・民間のミニデイサービス
- ・地域のコミュニティサロン
- ・自治体による専門職のリハビリ教室



要支援者の新しい通所型 (デイサービス) の例